

招聘研究員

氏名	周 全明 (ZHOU Quanming)
所属機関等	北京師範大学 中国民間文学研究所
受入期間	2016年10月10日～2016年10月30日
指導教員	佐野 賢治 (チューター：程 亮)
研究課題	日本の無形文化財保護における政府の関わりと民間実践の研究



経験と課題—日本の民俗文化財保護に関する研究

周 全明

要旨：日本は民俗文化財保護において成功例が豊富で、その成功経験を紹介すると同時にその課題にも目を向けなければならない。日本の民俗文化財は政府による保護、および民間による保護のどちらの面にもいくつかの課題があり、これらの課題を重視することは国際社会とともに的確な解決策を講じる上でプラスとなるであろう。
キーワード：経験 課題 日本の民俗文化財 保護

日本では民俗文化財の保護が早くから行われ、顕著な成果をあげるなど豊富な経験の蓄積もあり、国際社会から注目され、参考とされている。中国では、民族・民間文化や無形文化遺産の保護については、21世紀に入りようやく始まったこともあり、中国の無形文化遺産の保護を効率的に推進すべく、学者たちは様々な角度から日本の民俗文化財保護の成功例を紹介してきた。

王曉葵 (2008) と周超 (2008) は、日本の民俗文化財保護に関する法制度の変遷と法的保護について整理した。周星 (2007) と陳宗花 (2011) は日本の民俗文化財保護における地域社会の重要性について強調しており、孫潔 (2013) は日本の文化遺産体制を紹介している。これら学者による紹介は中国の無形文化遺産保護にとって有益ではあるが、その多くは成功経験の紹介に留まっており、日本の民俗文化財保護における具体的課題については言及や分析がなされていない。本稿は、日本の民俗文化財保護の経験について更に深く紹介するとともに、その具体的な課題について丹念な考察を行うことで中国国内で紹介されていない部分を補い、無形文化遺産保護における共通の課題に中日両国がともに対応して

いくことに資するものとした。本稿は政府と民間それぞれの民俗文化財保護の取り組みの様子から、日本の民俗文化財保護の経験と課題について検討していく。

1 政府による民俗文化財保護の経験と課題

中国で無形文化遺産保護に関する政府の専門機関があるのと同様に、日本の民俗文化財保護も国と地方ともに政府・公共団体の専門機関が行っている。下記の内容は、主には神奈川大学での訪問研究期間 (2016年10月10日-30日) に実施した面談や視察で得られた資料に基づくものである。

(1) 文部科学省・文化庁による保護の経験

日本の文部科学省・文化庁は民俗文化財の保護について詳細に規定しており、その民俗文化財保護制度は以下の四つの面において学ぶに値する。第一に、分類がきめ細かなこと。日本の民俗文化財は有形民俗文化財と無形民俗文化財とに分かれ、第二に、審査が保証されていること。日本の文部科学大臣の諮問機関として文化審議会と専門調査会がある。民俗文化財の所有者等から自発的な申請の形で申請資料が提出されると、文部科学大臣は文化審議会に諮問する。文化審議会にはいくつかの専門調査会があり、専門調査会が申請内容の調査を担い調査報告書を作成。この調査報告書に基づき文化審議会による審議が行われる。第三に、保護のしくみ・取り組みが明確であること。日本政府の制定する民俗文化財の保護政策は明確で、例えば、伝承基盤整備、管理・修理、防災・劣化防止などがあり、有形民俗文化財については保存・活用、無形民俗文化財について伝承・活用といった



しくみ・取り組みがある。第四に、制度が時代に即して発展していること。日本政府による文化財保護制度は時代の変化とともに拡充されており、1950年代から現在まで既に四回の制度見直しが行われている。

(2) 文部科学省・文化庁による保護の課題

日本の文部科学省・文化庁による民俗文化財保護は顕著な成果をあげているが、今回の調査観察を通じて以下のような課題も存在することが分かった。第一に、国際社会との関係の課題がある。日本では早い時期から民俗文化財保護の取り組みが行われ、ユネスコの無形文化遺産保護にも日本の経験が役立っている。しかし正にそうした背景があるためか、日本の民俗文化財保護はユネスコの無形文化遺産の分類にタイムリーかつ十分な関係がとられておらず、ユネスコへの申請の際に一定の影響が出ている。第二に、個人の意思に基づく申請の問題がある。日本の民俗文化財保護は所有者等の自発的な申請に基づくものとなるが、ここに重要な問題が存在する。つまり、重要な民俗文化財の所有者等が仕事や経済的な理由から保護の申請を望まない場合は、それがただ失われてしまうという問題である。第三に、活用方法が乏しい点である。日本の民俗文化財の主な活用方法は博物館での展示や芸能上演であるが、例えば民間工芸技術の産業的な保護のような更なる活用方法が乏しい。第四に、政策と制度の影響があること。上述したように日本政府は文化財保護の面で既に四回の制度の拡充を行っているが、その間隔が長いために民俗文化財をめぐる実際の環境変化に追いついていないことがある。

(3) 地方の教育部門、展示施設部門による保護の経験

日本の地方公共団体による民俗文化財保護の経験としては、以下三つの注目すべき点がある。第一に、日本の地方公共団体の民俗文化財保護機関は教育部門に置かれており、各地方の教育委員会に設けられている専門の文化財課が文化財保護を担当している。こうした在り方によって文化財保護は教育の一環として行われるという理念が形成される。日本の民俗文化財保護は学校教育、地域社会教育、職業教育などの場に浸透している。第二に、日本の地方公共団体の教育部門により民俗芸能の上演が数多く企画実施されている。例えば、各地の教育文化会館がその地方の各種の芸能保存会と緊密に連携し、様々な民俗芸能の上演を計画的に実施しており、時には地域を跨いだ上演も行われる。こうした取り組みにより一般の市民が民俗文化財を理解し、身近に感じる機会となる。第三に、地方公共団体各機関の役割分担が明確で展示に積極的である。教育文化会館では主に無形民俗文化財の上演を行い、地方の博物館や郷土資料館では主に、有形民俗文化財の展示ならびに関連の調査などを行

っている。こうした役割分担により無形・有形民俗文化財ともに的確な保護が行われている。

(4) 地方の教育部門、展示施設部門による保護の課題

民俗文化財保護を教育に組み入れることは一つの考え方であるが、地方公共団体の教育部門や学校において民俗文化財を教育システムに組み入れるには真剣に検討すべき課題がいくつかあるだろう。例えば、民俗文化財をどのような方法で教育システムに組み入れていくべきか。生徒に教育を通じて民俗文化財に対する興味を持ち続けてもらうにはどうすべきか。また、地方の教育文化会館による民俗芸能の上演は人員面でも資金面でも現実的な問題を抱えている。今回の訪問研究で民俗芸能の上演を二回鑑賞したが、うち一回はチケット代に相当する一定の費用を徴収していた。もう一回は上演後にボランティアが募金を集めていた。上演にかかる交通費、宿泊費、食費、手当など資金的困難があるのではないかと考えられた。また、資料収集の際に感じたことだが、地方の博物館や郷土資料館などは出土品の保護と展示に偏っており、民俗文化財の調査資料が少なく、また地方によっては調査事業を続けていくことが難しいようであった。

II 民間による民俗文化財保護の経験と課題

中国国内の学者らがこれまで紹介してきた日本の民俗文化財保護の成功経験は主に地域社会による保護の経験であり、地域社会の保護に対する思い入れや積極性などが紹介されてきた。しかし実際は地域社会による保護も成功例だけでなく不十分な面もあるのである。以下、日本の民間による民俗文化財保護の経験と課題について述べる。

(1) 民間による保護の経験

民間による民俗文化財保護の成功経験は、以下の三点にまとめられる。第一に、民間組織の活躍である。各地方には民俗文化財の民間の保存会があり、民俗文化財保護に重要な役割を担っている。保存会によっては、民俗文化財保護の主体としての役割だけでなく、他の保存会や地方公共団体の教育・文化部門と緊密に連携して調整役を担ったり、合同で上演を行う際は上演に際して設けられる合同委員会の主体を担うこともある。第二に、民俗文化財の中身を民間としても厳格に守っている点である。本来の姿を維持するための厳格な制度の影響や、所有者等が伝統を厳しすぎるまでに求めることもあり、日本の民間による民俗文化財保護は伝統を守ること、つまりオーセンティシティを極めて重視しており、そのため新たな変化が起きることはほとんどなく、勝手な変更や手直しはあり得ない。第三に、個人や民間の民俗文化財保護の意識が高い点である。民俗文化財保護のために個



人が資金を出したり力になったりすることがままある。民俗芸能の上演でチケット代に類する費用を徴収するケースを見たが、観客は自ら喜んで観に来ており会場もほぼ満席で、市民の文化レベルが総じて高いといえる。

(2) 民間による保護の課題

日本の民間による民俗文化財保護の成功経験は総括・普及するに値するが、課題にも目を向けなければならない。保存会についていえば、会員が減っており、会員の日常生活と芸能活動の両立が難しいケースがあるほか、時には会員同士の内部の協調が上手くいかない状況すらある。民俗文化財の所有者等については、高齢化と後継者不足から、伝承に関するルールの緩和を迫られるケースもある。例えば、性別の面で徐々に門戸を開放し、本来は男性のみで行われる演目に女性の参加を認めるケースなどがある。地域社会の人々の関わりについては、個人が努力しても政府にあまり重視されない問題や、民俗文化財に興味を持つ観客が高齢者に偏り、若者があまり興味を持たないという問題もある。

III 考察と論点

以上、日本の民俗文化財保護の経験と課題について基本的な考察とまとめを終え、無形文化遺産の保護について考えを巡らせつつ、議論すべき点を述べて本稿の結論としたい。無形文化遺産の保護は世界的なテーマであり、各国における保護の取り組みの中には共通の課題もある。例えば、後継者不足の現象がそうであるが、国々の間でいかにオープンな姿勢で、またどのようなやり方で問題解決をとともに探っていくべきであろうか。無形文化遺産の活用方法については、政府の教育部門による生徒への認知・啓発や展示施設での展示・上演しか方法

はないのであろうか。政府による無形文化遺産の指定・登録制度は所有者等の保護に対する意識を固定化してしまい、民俗文化財を発展させていく上での所有者等の創造的な才能を制限してしまうのではないか。日本の民俗文化財保護については、イノベーションを文化発展の正常な現象としてとらえて歩いていくことは可能だろうか。伝統をかたくなに守り続けるのではなく、「指定—登録—選択」制度を制定したように、民俗文化財のイノベーションと活用に対する定量的な評価基準を制定することはできないだろうか。また、最後になるが、民俗学や民俗学者は無形文化遺産の保護のための事前調査資料を提供するだけなのだろうか。民俗学者の提供する調査資料は生活から離れた作られた民俗文化となっていないだろうか。民俗学と民俗学者は無形文化遺産の保護のためにどのような役割を担うことができるだろうか。無形文化遺産の保護・活用の推進のために自身の研究をいかに役立てていくべきであろうか。

【参考文献】

- 廖明君、周星「無形文化遺産保護の日本の経験」『民族芸術』2007
王曉葵「日本の無形文化遺産保護の法制度の変遷と関連する問題」『文化遺産』2008
周超「日本の無形文化遺産に対する法的保護」『広西民族大学学報』2008
陳宗花「日常生活の中の無形文化遺産保護—日本の無形文化財“祇園祭”の例」『南京芸術学院学報』2011
孫潔「日本の文化遺産体系（上・下）」『西北民族研究』2013
日本文部科学省文化庁「民俗文化財の保護制度」
沖縄芸能大会第79回公演ポスター
第58回関東ブロック民俗芸能大会ポスター

经验与问题—日本民俗文化财保护研究

北京师范大学 周 全明

摘要：日本民俗文化财保护积累了较为丰富的成功经验，在介绍日本民俗文化财保护的成功经验时，也要看到其保护过程中存在的问题。日本民俗文化财在政府保护与民间保护两个层面都存在着一些问题，这些问题的重视有利于与国际社会一道共同面对并采取针对性的措施予以解决。

关键词：经验 问题 日本民俗文化财 保护

日本民俗文化财保护开始较早，在民俗文化保护方面取

得了显著的成绩，积累了丰富的经验，已经引起国际社会的瞩目和借鉴。中国进入新世纪以来才逐渐开展起民族民间文化保护及至非物质文化遗产保护，因此，为了更有效地推进中国非物质文化遗产保护，学者从不同角度介绍了日本民俗文化财保护的成功做法。

王晓葵（2008）与周超（2008）梳理了日本民俗文化财保护的法规演变与法律保护，周星（2007）与陈宗花（2011）强调了日本民俗文化财保护中社区的重要性，孙洁（2013）介绍了日本文化遗产体系。学者的这些介绍有



益于中国非物质文化遗产保护的开展，但大部分都停留在成功经验的介绍层面，并没有触及或分析日本民俗文化财保护存在的具体问题，本文拟一方面更深入地介绍日本民俗文化财保护经验，另一方面细致考察日本民俗文化财保护存在的具体问题，补充国内介绍的不足，以利于中日两国共同面对非物质文化遗产保护过程中遇到的相同问题。文章将从政府与民间两个层面的民俗文化财保护实践来探讨日本民俗文化财保护的经验与问题。

一、政府保护民俗文化财的经验与问题

与中国非物质文化遗产保护在政府部门存在专门的机构组织一样，日本民俗文化财保护从国家与地方层面都有政府专门机构组织进行。下文的叙述主要根据我在神奈川大学访学期间（2016年10月10日-30日）的访谈和观察所得资料。

文部科学省文化厅保护经验

日本文部科学省文化厅对民俗文化财的保护规范细致，从其民俗文化财保护制度来看，有以下四个方面的做法值得学习。第一，分类细致。日本民俗文化财分为有形民俗文化财和无形民俗文化财，而有形民俗文化财和无形民俗文化财又根据它们的存续状况，分为完整的有形民俗文化财和无形民俗文化财、部分完整的有形民俗文化财和无形民俗文化财、曾经存在而现实当中已经看不到和摸不着的有形民俗文化财和无形民俗文化财。第二，审查保证。日本文部科学大臣的咨询机构是文化审议会和专门调查会。民俗文化财持有者自愿申请资料递交后，文部科学大臣向文化审议会咨询，文化审议会有若干专门调查会，专门调查会负责申请项目的调查，并形成调查报告书，作为文化审议会对民俗文化财申请项目的审议依赖。第三，保护措施明确。针对民俗文化财，日本政府制定的保护政策比较明确，比如基本整理、管理修补、防灾防变等，有形民俗文化财是保存、活用，无形民俗文化财是传承、活用。第四，制度与时俱进。日本政府的文化财保护制度能够随着时代的变化进行充实、扩充，从五十年代到目前，已经有四次对制度进行完善。

文部科学省文化厅保护问题

尽管日本文部科学省文化厅在民俗文化财保护方面取得了显著成就，但就我的观察而言，还存在着一些问题。详述如下：第一，与国际社会的对接问题。日本民俗文化财保护较早，联合国教科文组织的非物质文化遗产保护还受益于日本的民俗文化财保护的成功经验。但也正是因为如此，日本在民俗文化财保护方面并没有及时并相对完善地与联合国教科文组织对非物质文化遗产的分类进行对接，这样就会使日本民俗文化财在申请进入联合国教科文组织名录时受到一定程度的影响。第二，个人意愿问题。日本民俗文化财保护是持有者自愿申请，这里其实存在一个重要问题就是，当一个人持有的民俗文化财项目比较重要但

持有者由于工作或其它生计问题而不愿意申请保护，这样就只有消逝。第三，活用方式缺乏。日本对民俗文化财的活用主要是博物馆展示和艺能表演，缺乏更进一步的活用方式，比如民间工艺技术的生产性保护。第四，政策与制度的影响。尽管我在上文提到日本政府尽管在文化财保护方面已经有四次制度的充实、扩充，但充实、扩充的间隔时间比较长，有时并不能跟上日本民俗文化财变化的实际情况。

地方教育与场馆部门保护经验

日本地方政府部门对民俗文化财的保护经验主要有以下三个方面需要关注。第一，日本地方政府民俗文化财保护机构设置在教育部门，各个地方的教育委员会都会设有专门的文化财课进行民俗文化财的保护。这样就形成一种理念即保护在教育中进行。日本民俗文化财保护渗透进入学校教育、社区教育、职业教育等。第二，日本地方政府教育部门组织大量的民俗艺能展演，如各地的教育文化会馆跟地方各种艺能保存会密切联系，有序进行各类民俗艺能展演，有时还可以进行跨区域的展演，让普通民众都了解、走近民俗文化财。第三，地方政府机构分工明确、展示积极。教育文化会馆主要进行无形民俗文化财的展演，而地方博物馆、乡土资料馆等主要进行有形民俗文化财展示，开展相关民俗实物调查等。这样就使日本的无形民俗文化财和有形民俗文化财都得到了有针对性的保护。

地方教育与场馆部门保护问题

尽管纳入教育是民俗文化财保护的一种思路，但地方教育部门与学校在将民俗文化财纳入教育教学体系的过程中还会存在一些需要认真研究的问题。比如民俗文化财以何种方式嵌入教育教学体系？如何能够保证学生在接受教育的过程中对民俗文化财持久的兴趣？地方教育文化会馆在民俗艺能展演组织运营的人力与资金上也存在一些现实问题。我观看了两次艺能展演，但一次去观看收取了一定费用，大概相当于门票；一次我看到会后有志愿者在现场进行募集支援；展演过程中是否存在交通、住宿、饮食、补助等捉襟见肘的情况，据我的观察应该存在。在搜集资料的过程中，看到日本很多地方博物馆、乡土资料馆等偏向出土文物的保护与展示，而民俗文化财的调查资料相对较少，并且其调查在有些地方也似乎难以为继。

二、民间保护民俗文化财的经验与问题

中国国内学者介绍日本民俗文化财保护的成功经验主要是在社区保护，也就是地方社区的保护氛围与群体的积极性。事实上，我们不能仅仅看到成功的方面，其实社区保护也有不足的地方。下面的叙述主要围绕日本民间保护民俗文化财的经验与问题。

民间保护经验

民间保护的成功经验，具体来说可以归纳为以下三方面：第一，民间组织活跃。日本民俗文化财在地方存在很



多民间保存会，保存会对日本民俗文化财保护发挥了重要作用。比如有的保存会不仅是保护民俗文化财的主体，同时也是密切联系其它保存会乃至地方教育文化部门并从中做协调工作的主体，有时还是联合进行艺能展演，并在展演的过程中形成暂时的联合委员会的主体。第二，民间对自身的民俗文化财内容保护严格。受严格的申报保持原貌的影响，以及持有者对民俗文化财传统的苛求，日本民俗文化财的民间保护极为注重保持传统，也就是原真性，极少出现新的变化，不会出现随意的改动情况。第三，日本民俗文化财保护过程中个人与民众的保护意识较强。在民俗文化财保护的过程中，个人出资出力进行保护较为常见，我看到即使有些民俗艺能展演收取类似门票的费用，民众依然愿意去观看，现场还比较满座，民众的总体文化水平较高。

民间保护问题

日本民俗文化财在民间保护方面的成功经验确实值得总结并推广，但也要看到其中存在的一些问题。从保存会来说，保存会会员存在流失现象，会员的日常生活与艺能活动有时存在冲突，甚至会员之间的内部关系有时候也难以协调。从民俗文化财持有者来说，有些持有者年龄渐大，而后继者难以培育，这样就被迫在传承方面有所放松，比如有些项目在性别方面逐渐放开，本来是男性成员的项目后来就默许了女性成员的加入。从社区人群来看，也存在个人努力得不到官方有效重视的问题，对民俗文化财有兴趣的观众偏向老年人，青年人积极性不高。

三、思考与讨论

在对日本民俗文化财保护的经验与问题进行基本的考察与归纳后，我陷入非物质文化遗产保护的思考当中，提出一些讨论的问题作为本文的结论。非物质文化遗产保护是

一个世界性话题，各国在保护的过程中有一些共同的问题呈现，如保护过程中传承人难以为继的现象，国家之间如何以开放的姿态并通过何种形式共同探讨问题的解决方案？在非物质文化遗产的活用方面是否活用的方式只有倚靠教育部门对学生的认知启发与场馆部门的展览展示？政府对非物质文化遗产的指定和登录是否有固定化地限制持有者保护意识的嫌疑，从而限制了持有者在民俗文化财发展过程中的创造性才能？日本的民俗文化财保护能否迈出将创新作为文化发展正常现象的一步？而不是一直保持传统不变，能不能像制订“指定—登录—选择”制度那样，制订出民俗文化财创新和利用的量化评估标准？最后，民俗学与民俗学者是否只是为非物质文化遗产保护提供先期的调查资料？民俗学者提供的调查文本是否存在脱离生活而自身创造一种民俗文化的嫌疑？民俗学科与民俗学者可以在非物质文化遗产保护过程中扮演什么样的角色？如何以自己的研究推进非物质文化遗产保护与活用的进展？

【参考文献】

- 1、廖明君 周星．非物质文化遗产保护的日本经验，民族艺术，2007（01）．
- 2、王晓葵．日本非物质文化遗产保护法规的演变及相关问题，文化遗产，2008（02）．
- 3、周超．日本对非物质文化遗产的法律保护，广西民族大学学报，2008（04）．
- 4、陈宗花．在日常生活中保护非物质文化遗产——以日本无形文化财“祇园祭”为例，南京艺术学院学报，2011（01）．
- 5、孙洁．日本文化遗产体系（上、下），西北民族研究，2013（02、04）．
- 6、日本文部科学省文化厅．民俗文化财保护制度．
- 7、冲绳艺能大会第79回公演海报．
- 8、第58回关东民俗艺能大会海报．

